

○副議長(三木治朗君) 日程第一、石油及び可燃性天然ガス資源開発法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とした
します。

第一章 總則

第一條 この法律は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄與するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に応ずる探査の方針を定めるとともに、その探鉱及び掘採の促進を図ることを目的とする。

(流体の浸入等の防止)

によつてした処分及び租飯權者がこの法律の規定によつてした手續その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に對しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租飯權の消滅の場合には、この限りでない。

第六條 通商

高産業大臣は、油層の形
採取する坑井との坑井間隔
規定により定められた
坑井から石油又はガスを採取して
ことはならない。但し、同
じたによる指定の際現にその
石油又はガスを採取して
については、この限りで

(探査の方法に関する命令。)

又は租鉱権者が石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さうとする場合において、掘さく泥水(掘入)に際し坑井内に注入する泥水をいふ。以下同じ。が油層に浸入し、これに損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さく泥水の成分を変更すべきことを命ずることができる。

第九節 通商運業方面に 鉱業権者
又は租鉱権者が石油又は水に溶解

しているガス(以下「溶解ガス」といふ。)の採取を目的とする坑井を掘り、さく(おこう)する場合において、当該油層から石油又は溶解ガスを採取する坑井との坑井間隔が小さいため石油又は溶解ガスの完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、その鉱業権者又は租賃権者に対し、掘りさくる坑井の位置を変更すべきことを命ずることができる。

第一章 総則(第一條—第三條)
第二章 掘採の方法(第四條—第

の効力を有する。
2 稟金権の設定又は租金区の増加
があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び探査権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租金権の範囲内において、租金権者に対しても、その効力を有する。

3 租金権の消滅又は租金区の減少
があつたときは、この法律の規定

2 鉱業権者又は粗鉱権者は、前項の仕上工事を行つたときは、運送なく、その坑井について省令で定める方法による検査を実施しなければならない。

(坑井間隔)

第五條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行ふため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離（以下「坑井間隔」という。）を定めることができる。

2 矿業権者又は粗鉱権者は、前項の規定により指定された油層については、現にその油層から石油又

目的的に使用してはならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

石油を採取するには、坑井こと
に、ガス油比が同様の規定によ
るため、開拓を一になしようと
しなければならぬ。

第七條 鉱業権者又は租賃権者は、石油を探取して いる坑井に端水に端水に接して存し、その油層から石油を抜いて存し、その油層から石油を抜くように作用する水を抜く。以下同じ)のみが出るようになつたとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を探取しようとする油層に係る端水若しくはガスを抜く。ヤツブ(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を探取して いる坑井に端水に接して存し、その油層から石油を抜く。以下同じ)のみが出るようになつたとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を探取しようとする油層に係る端水若しくはガスを抜く。

ス油比が大であり、又は坑井から多量の端水が出るようになつたため石油の完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、期間を定めて、石油の採取を制限し、又は中止すべきことを命令することができる。

2 前項の規定による命令があつたときは、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業大臣に於ける指定期間のうち、當該命令を受けた場合は、その理由及び勧告に係る措置の内容を附して、それを回答しなければならない。

3 前項の規定による命令があつたときは、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業大臣は、前二項の規定による届出のあつた実施計画を実施することにより油層に損害を及ぼすと認めるときは、その実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令は、第一項又は第二項の工事の開始の後は、することができない。

5 鉱業権者又は租鉱権者は、第一項又は第二項の規定により届け出た実施計画（第三項の規定による命令があつたときは、その命令により変更されたもの）によらないければ、二次採取法を実施してはならない。

（坑井の位置に関する協議）

第六條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者との協議によらなければ、坑井の位置について内に於ける端水又はガスキャップがその油層から石油を坑井に排出する作用を促進する方法であつて省令で定めるもの（以下「二次採取法」という。）を実施しようとするときは、実施計画を定め、その実施に必要な施設の工事の開始日の九十日前までに、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、次項の規定による命令に基く場合を除き、前項の実施計画を変更しようとするときは、変更に係る事項の実施に必要な施設の工事の開始日の六十日前までに、変更する事

臣の決定を申請することができ

る。

2 通商産業大臣は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を関係鉱業権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を與えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の原本を当事者に交付しなければならない。

4 第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

（第三章 補助金の交付）

第五條 国は、石油若しくは溶解ガスの探鉱又は二次採取法（省令で定めるものを除く。以下同じ。）を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができ

る。

（計画書の変更の承認）

第六條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第七條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の支拂）

第八條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の額の決定）

第九條 通商産業大臣は、前條の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、補助金の交付を受けようとする探鉱又は

二次採取法が左の各号に適合する

と認めるときは、第十四条の規定により交付することができる金額

の範囲内において、省令で定める

石油又は溶解ガスの探鉱（掘さく）による決済の規定により付すべき補助金の額を決定しなければならない。

（納付金）

第十條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した

石油又は溶解ガスの探鉱（掘さく）による決済の規定により付すべき補助金の額を決定したときは、その申請書の副本を関係鉱業

権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を與えなければならない。

（納付金の支拂）

第十一條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第十二條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の支拂）

第十三條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の額の決定）

第十四條 通商産業大臣は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の支拂）

第十六條 通商産業大臣は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の額の決定）

第十七條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第十八條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後に於いて第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しないとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（補助金の支拂）

第十九條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した石油又は溶解ガスの探鉱（掘さく）による決済の規定により付すべき補助金の額を決定したときは、当該鉱業権者に対する探鉱（掘さく）による決済の累計額と新たに納付すべき金額の合計額が最後の油層に係る探鉱（掘さく）による決済の規定により付すべき補助金の額を決定された時までに

こととなつたときは、そのこえる金額については、同項の規定にかかる納付することを要しない。この場合において、納付義務者が二人以上ある場合の各人の納付することを要しない部分の計算については、納付義務者の意見を聞いて、通商産業大臣が定める。

123 前項の規定による認定は、当該地下の部分から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から六月以内にしなければならない。

134 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

135 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

136 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

137 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

138 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

139 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

140 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

141 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

142 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

143 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

144 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

145 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

146 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

147 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

148 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(強制徴収)

第二十一條 通商産業大臣は、前二條の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次條の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

4 第二十條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に粗鉱権を設定したときは、その粗鉱権者及びその承継人を含む)は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、千分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

5 第二十一条 第十九條又は第二十条の規定による納付金及び前條の延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

6 第二十二条 通商産業大臣は、前條第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付日の日前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

7 第二十三条 第十九條又は第二十条の規定による納付金及び前條の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先立つものとする。

8 第二十四條 国税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定は、第十九條又は第二十条の規定による納付金及び第二十二条の延滞金に關する。

9 第二十五条 鉱業権者又は粗鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくしようとするときは、掘さくの開始の日の六十日

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

(設置)
第二十五条 資源庁に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

1 第二十六条 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條第一項の規定による定をし、又は第八條から九條まで若しくは第十一條第九條第十條まで若しくは第十一條第三項の規定による命令をしようとするときは、審議会に諮詢しなければならない。

2 第二十七条 通商産業大臣は、前條第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付日の日前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

3 第二十八条 通商産業大臣は、委員の会長は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を總理させる。

4 第二十九條 通商産業大臣は、資源官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を總理させる。

5 第三十條 委員及び専門委員は、非

(勤務)
6 第三十一条 委員及び専門委員は、非

(会長)
7 第三十二条 通商産業大臣は、資源官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を總理させる。

8 第三十三条 この章に定めるものの

9 第三十四条 この法律の規定によつてした処分の不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立てをすることができる。

10 第三十五条 鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、第一四條第二項の検査及び前條の調査に関する記録並びに石油又はガスの採取状況に関する記録を作成しておかなければならぬ。

11 第三十六条 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、毎月、採取の状況に關し省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

12 第三十七条 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

13 第三十八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは粗鉱権者からその業務の状況に關する報告を徵し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿類を検査させることができる。

14 第三十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは粗鉱権者からその業務の状況に關する報告を徵し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿類を検査させることができる。

15 第四十條 通商産業大臣は、この法律の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

16 るため、審議会に、専門委員を置くことができる。

17 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

18 2 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

19 3 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

20 4 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

21 5 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

22 6 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

23 7 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

24 8 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

25 9 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

26 10 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

27 11 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

28 12 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

29 13 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

30 14 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

31 15 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

32 16 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

33 17 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

34 前までに、掘さくしようとする坑井に關し省令で定める事項を通商

35 産業大臣に届け出なければならない。但し、第十一條第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

36 3 通商産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、毎月、採取の状況に關し省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

37 4 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

38 5 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

39 6 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

40 7 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

41 8 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

42 9 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

43 10 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

44 11 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

45 12 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

46 13 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

47 14 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

48 15 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

49 16 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

50 17 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

51 18 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は粗鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に関する調査を行わなければならぬ。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第四十一条 この法律の規定による通商産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、通商産業局長が

第六章 則則

第四十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第四十四条 第三十八条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下

の罰金に処する。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、

その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に關し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十六条 第四條第二項、第十二條第一項又は第三十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四條第二項、第十二條第一項又は第三十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処する。

第四十八条 左の各項の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第一項の表中「地下資源開

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

又は第三十六条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をし

た者

二 第三十九条第一項の規定によ

る報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者

三 第三十九条第一項の規定によ

る報告を怠り、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者

四 この法律の施行前に既石油資源

開発法及びこれに基く命令の規定

によつて交付の指令が發せられた

試掘助成金については、なお從前の

例による。この場合において、同法第三

条第二項の油田の地域及び深度の指定は、當

該油田から採油を開始した日から六ヶ月以内に、これしなければならぬ。

五 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お從前の例による。

「地下資源開発審議会

地下資源（石油及び可燃性天然ガス資源を除く。）の開発に関する重要事項を調査審議すること。

可燃性天然ガス資源の開発に関する重

要事項を調査審議すること。

に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源の開発は、その賦存状態において流体

運動が行われてある關係から、石炭そ

の他の固体鉱物の開発において労働力

その他の人工エネルギーの活動に待つよ

りは、むしろ地下の水又はガスの圧

力、重力等の自然エネルギーの運動に

負うところが大部分であり、その採掘

方法においては、これら地下エネル

ギーを如何に有効に利用するかが開発

の重點となつておるのであります。す

でに米国を始めとして世界各

国におきまして、多年に亘る研究の結

果、この油層技術学に基くところの油

層エネルギーの浪費防止を中心とする

コンサベイション・システムが実施

されおりまして、わが国におきまし

ても、油層の完全な開発のためには、

かような油層技術学に基くところの探

掘方針を実施いたしまして、石油及び

可燃性天然ガスの合理的な開発を促進

することが、自立経済達成のための緊

急事であります。

以上の趣旨により、政府は、昨年来

相当広範な修正を加えましたが、修正

の要点を申上げますと、第一点は、政

府が鉱業権者に採掘制限又は中止の命

令を發する前に勧告の段階を設けるこ

とによりまして、民主的運営を図ると

共に、現場に關して最も詳しく述べ

る開発促進の措置を実施して來たので

ありまするが、同法が、その制定年次から推察いたしまして、軍事目的のため強行開発を主眼とする戰時立法である關係上、今日の段階におきまして

は、それをそのまま存続し、同法に基

く行政を実施することは、當を失する

きらいがあるばかりでなく、技術的見

地から考えますと、液体鉱物としての石油及び可燃性天然ガスの特性が無視され、長期的にこれらの資源の合理的な開発を阻害する虞れなしとしないのであつて改正する。

第一項の表中「地下資源開

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

を因るため、最小限度に必要とされる措置を実施し、又は遵守すべきことを規定しております。

第二に、石油及び可燃性天然ガスの探鉱、掘採につきまして補助金を交付することといたしまして、補助金の適

正な支出と確実な還付を期して、これ

に必要な手続その他の規定をしており

ます。

第三に、石油及び可燃性天然ガス資源の合理的な開発に関する技術的な事項につきましては、高度の学識経験を有する専門家の意見を必要とするもので、その合議機関であります石油及び

可燃性天然ガス資源開発審議会を通じて、その審議会に、必要な諸事項につ

いて規定を置くこととしてあります。

以上をもつて石油及び可燃性天然ガス資源の合理的な開発を行わんとするもの

で、その審議会に、必要な諸事項につ

いて規定を置くこととしてあります。

この法案に対しても、衆議院において

石油資源開発法を廃止いたしまして、石油及び

可燃性天然ガスの合理的な開発を促進

することが、自立経済達成のための緊

急事であります。

以上の趣旨により、政府は、昨年来

相当広範な修正を加えましたが、修正

の要点を申上げますと、第一点は、政

府が鉱業権者に採掘制限又は中止の命

令を發する前に勧告の段階を設けるこ

とによりまして、民主的運営を図ると

共に、現場に關して最も詳しく述べ

る開発促進の措置を実施して來たので

ありまするが、同法が、その制定年次から推察いたしまして、軍事目的のため強行開発を主眼とする戰時立法である關係上、今日の段階におきまして

は、それをそのまま存続し、同法に基

く行政を実施することは、當を失する

きらいがあるばかりでなく、技術的見

地から考えますと、液体鉱物としての石油及び可燃性天然ガスの特性が無視さ

れ、長期的にこれらの資源の合理的な開発を阻害する虞れなしとしないのであつて改正する。

第一項の表中「地下資源開

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

第一項の表中「地下資源開

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

(剰余金の繰入)

第八條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第九條 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第二条 前項の歳入歳出決定計算書は、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する當該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(借入金)

第十一條 この会計においては、道路の新設及び改築に必要な費用、振費並びに貸付金の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、資金運用部から借入金をることができる。当該借入金のうち、貸付金の財源に充てるための借入金以外のものの利

第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(資産の計理)

第十六條 道路の新設及び改築に必要な費用並びに当該新設及び改築に関する事務取扱費並びに貸付金の財源に充てるため必要があるときは、この会計

号) 第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支出し未済額の繰越)

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出手とならないかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

建設大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(政府貸付金の免除)

第十六条 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出手とならないかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

この法律は、法施行の日から施行する。

(地方公団体職員の給與改善のための地方公団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

(地方公団体職員の給與改善のための地方公団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案)

第十八条 この法律は、法施行の日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

子の支出に必要な財源についても、同様とする。

(余裕金の預託)

第十二條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(借入金の借入及び償還の事務)

第十三條 第十一條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四條 第十一條の規定による借入金の償還の場合は、大蔵大臣が行う。

(政府貸付金の免除)

第一條 国が、地方公団体の支弁に係る職員の給與の支拂の財源に充てるため、昭和二十二年度一般会計予算のうち、地方公団体職員特別一時手当資金貸付金及び地方公共団体職員給與特別措置資金貸付金の項に係る部分に基き支出した地方公団体に対する貸付金に係る債務(当該貸付金の利子に係る債務を含む)以下「政府貸付金等に係る債務」という。()のうち、昭和二十四年度以後において償還すべきものでこの法律施行の際までに償還されていないもの(以下「政府貸付金等に係る未償還債務」といい、昭和二十一年度分以前の旧地方分興税法(昭和十五年法律第六十一号)第一條に規定する還付税でのこの法律施行の際までに当該地方公団体に還付された債務の額を控除した残額に相当しないものがあるときは、当該債務の額から、その還付されていないもの)は、免除する。

(地方公団体のとるべき措置)

第二條 第一條に規定する貸付金の貸付を受けた地方公団体は、その貸付の條件に従い他の地方公共団体に対し貸付等の方法によって支出した貸付金その他の支出金に係る当該他の地方公団体の債務のうち昭和二十四年度以後において償還すべきものとされるべきものをまだ履行されないものを免除する措置及び当該他の地方公団体の債務のうち昭和二十四年度以後において履行すべきもので履行されたものの額に相当する金額を返還する措置をとるべくすみやかにとるべきものとする。

第三條 政府貸付金等に係る債務のうち当該還付税の額に相当するものを免かる。

(基準財政需要額の特例)

第四條 第二百十一号)第十一條の規定にかかるわらず、同條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第五條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第六條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第七條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第八條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第九條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第十條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第十一條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第十二條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第十三條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

第十四條 第二百十一号)第十一條の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(政府貸付金の償還)

(支出し未済額の繰越)

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出手とならないかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

建設大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(政府貸付金の免除)

第十六条 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出手とならないかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

この法律は、法施行の日から施行する。

(地方公団体職員の給與改善のための地方公団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

(地方公団体職員の給與改善のための地方公団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案)

第十八条 この法律は、法施行の日から施行する。

附則

(地方公団体職員の給與改善のための地方公団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案)

第十九條 第一條に規定する貸付金の貸付を受けた地方公団体は、その貸付の條件に従い他の地方公共団体に対し貸付等の方法によって支出した貸付金その他の支出金に係る当該他の地方公団体の債務のうち昭和二十四年度以後において償還すべきものとされるべきものをまだ履行されないものを免除する措置及び当該他の地方公団体の債務のうち昭和二十四年度以後において履行すべきもので履行されたものの額に相当する金額を返還する措置をとるべくすみやかにとるべきものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

2 地方財政平衡交付金法の一部を次のように改正する。
 附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

○平沼彌太郎君登壇、拍手) 只今上程されました特定道路整備事業特別会計法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、今国会において別途審議いたしております道路整備特別措置法に基き、政府が直轄で行う道路の整備事業並びに地方公共団体が行う道路の新設及び改築に対する所要資金の貸付に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置しようとするものであります。次に本案の主なる内容について申上げます。

第一は、歳入歳出に関する事項でありまして、資金運用部からの借入金、通行料金、地方公共団体に対する貸付金の償還金及び利子等を以て歳入とし、道路の新設及び改築に必要な費用、貸付金及び補助金等を以て歳出といったそろとをするものであります。

第二は、損益の処理事項でありまして、毎会計年度の損益計算上、利益を生じたときは、積立金に組入れ、損失が生じたときは、積立金を以て補填するなどとします。翌年度に繰越して整理しようとするものであります。

第三は、資金の借入に関する事項であります。道路の新設及び改築に必要な経費、地方公共団体に対する貸付金等の財源として、資金運用部から借りるものであります。

果、多数を以て原案通り可決すべきもとの決定を次第であります。

次に、地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国との貸付金に係る債務の免除等に関する法律案について御報告申上げます。

本案の内容を申上げると、昭和二十一年度において、地方公共団体の支弁にかかる職員の給與改善の財源に充當するため、国が五十一億七千九百五十万余円を都道府県及び五大市に対して貸付け、この貸付金は、昭和二十三年度から同二十五年度までに、半年賦元利均等償還の方法で償還することとなつておつたのであります。昭和二十一年度末における償還未済額は、利子を含めて三十五億三千八百六十五万円となつておる状況であります。地方公共団体の財政状況に鑑みましても、この際昭和二十四年度以降の未償

還分は、これを免除すると共に、昭和二十四年度分以前の都道府県に対する還付税で未だ還付されていない二億一千六百八十四万余円については、還付金の償還が一律でないため発生する不均衡の調整、貸付を受けた都道府県の管内地方公共団体に対する貸付金等の措置について併せて規定しようとす

るものです。

本案は質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

昭和二十七年五月十五日

参議院議長 佐藤尚武 譲治

を可決した。

よつて国会法第八十三条により添付する。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

昭和二十七年五月十五日

衆議院議長 林 譲治

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

用) で、普通交付金の算定に用

いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定單

位の数値に乘すべきものをい

う。

第三條に次の二項を加える。

5 地方團体は、その行政につい

て、合理的的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法

律又はこれに基く政令により義務

づけられた規模と内容とを備える

ようにならねばならない。

額の九十二分の八に相当する額とする。

第六條に第一項として次の二項を加える。

交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

第十條の見出しを「普通交付金の額」に改め、同條第一項及び

第二項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同條第三項及び第四項中「交

付金の額」を「普通交付金の額」に改める。

第十二条の見出しを「測定単位及び單位費用」に改め、同條第一項中

「経費の測定単位」の下に「及び測定

單位ごとの單位費用」を加え、同項

を次のように改める。

地方團體の種類	經費の種類	測定単位	單位費用	道府県税の税額	
				人口	千円につき
道府県	一 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	三〇四	四〇三
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三〇八	四〇七
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	三〇八	四〇七
	4 港湾費	港湾における船舶の出入口とん数	一トンにつき	三〇八	四〇七
	5 その他の土木費	人口	一人につき	三〇八	四〇七
	面積	一平方キロメートルにつき	四〇〇	四〇〇	四〇〇
市町村	一 教育費	児童数	一人につき	一〇〇	一〇〇
	2 中学校費	学級数	一学級につき	九九	九九
	3 小学校費	学校数	一校につき	九九	九九
	4 高等学校費	生徒数	一人につき	九九	九九
	5 その他他の教育費	学級数	一学級につき	九九	九九
	6 厚生労働費	学校数	一校につき	九九	九九
	7 社会福祉費	生徒数	一人につき	九九	九九
	8 衛生費	人口	一人につき	九九	九九
農業(畜産業を含む。)の從業者数	9 農業行政費	工場事業場労働者数	一人につき	九九	九九
民有林野の面積	10 林野行政費	人口	一人につき	九九	九九
水産業の從業者数	11 水産行政費	失業者数	一人につき	九九	九九
戦争による被災地の面積	12 商工行政費	人口	一人につき	九九	九九
五 戰災復興費	13 その他の行政費	人口	一人につき	九九	九九
六 その他の行政費	14 その他の行政費	人口	一人につき	九九	九九
七 その他の行政費	15 その他の行政費	人口	一人につき	九九	九九

法により、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正することができる。

交付金の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国庫の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他個別的事情があることに因り、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の割一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮して、規則で定める地方團体に対して、規則で定められた普通交付金の額が財政需要に比して過少であると認められた場合は、

(国税に関する書類の閲覧又は記録)
第十七條の二 都道府県知事が前條第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付金の額を算定する場合において、市町村に係る第十四條の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を開覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する吏

第十九條第一項中「第十條第四項」の下に「又は第十五條第三項」を加え
る。

3 関係行政機関は、前項の勧告を
しようとする場合においては、あ
らかじめ委員会に通知しなければ
ならない。

4 地方団体が第一項の勧告に従わ
なかつた場合には、関係行
政機関は、委員会に對し、当該地
方団体に對し交付すべき交付金の
額の全部若しくは一部を減額し、
又は既に交付した交付金の全部若
しくは一部を返還させることを請
求することができる。

5 委員会は、前項の請求があつた

すべき額が交付すべき交付金の額を
二えるときはこれを「に改める。

第二十條第一項中「第十條第三項及び第四項」の下に、第十五條第二

項及び第三項」を加え、同條第二項
中「第十條第三項、」の下に「第十五
條第二項、「を加える。

第二十條の次に次の二條を加え
る。

(関係行政機関の監査等)

き、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模

と内容とを備えることを怠つて、い
るためには、その地方行政の水準を

低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をするこ

2 関係行政機関は、前項の勧告を
とかである。

しようとすると、場合においては、あらかじめ委員会に通知しなければ

3 地方団体が第一項の勧告に従わ
ならない。

ながつた場合においては、監査行政機関は、委員会に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付金の

額の全部若しくは一部を減額し、
又は既に交付した交付金の全部若

4 しくは一部を返還させることが可能である。
求することができる。

量を成るべく多くしたためである」との答弁があり、次に各委員と政府委員との間に警察、消防費、厚生労働費、商工行政費、林野行政費、教育費等につき、測定単位、単位費用、算出の基礎、補正係数の定め方等に関し、具体的な詳細なる質疑応答を行われました。

最後に一委員から、「国警の要請に基く自警の事務、警察官吏の災害補償並びに賞恤に要する費用は国庫より支出すべきではないか」との質問に対し、政府委員から、「自警設置の精神に照らし全額国庫負担することはできないが、賞恤のことき特別の事由あるものは、特別交付金で処理した実例がある」旨の答弁がありました。なほ委員が、「砂防費を土木、林野費とする」旨の質問がありましたが、外議員として建設委員会の田中委員から、「砂防費及び園庫補助なき地方開拓土木工事費を測定単位に明記する意思なきや」との質問があつたのに対し、政府委員から、「砂防費は土木、林野費の政費において、単独工事費は特別交付金において考慮する」旨の答弁がありました。その辺質疑応答の詳細は速記録について御覧願います。

以上を以て質疑は終了したので、直ちに討論に入りましたところ、若木委員から、日本社会党第四控室を代表して原案反対の意思を表明し、その理由として、「第一点として、基準財政需要額を法定しても、補正係数を法定せず、又基準財政需要の見積りに的確を期し難いので、本案は実効を挙げがたい。第二点として、単位費用の定め方に検討を要するものがある。特に教育費が低額である。第三点として、別途審議中の義務教育費国庫負担法案が成立すれば、この法案は骨抜きとなる」

別会計法案		一、日程第四 結定道路整備事業時	
給與改善のための地方公共団体に 対する国の貸付金に係る債務の免 除等に関する法律案		一、日程第六 地方財政平衡交付金 法の一部を改正する法律案	
一、一般職の職員の給與に関する法 律の一部を改正する法律案兩院協 議会協議委員の選舉		出席者は左の通り。	
議員	副議長	三木（治朗君）	
早川 慎一君	波多野林一君		
中山 福盛君	鶴川 宗敬君		
常岡 一郎君	伊達源一郎君		
館 哲二君	竹下 駿次君		
高橋 道男君	高瀬莊太郎君		
杉山 昌作君	島村 軍次君		
西郷吉之助君	小林 政夫君		
河井 繩八君	片柳 真吉君		
加賀 操君	小野 哲君		
尾崎 行龍君	岡本 麗祐君		
岡部 伊藤	梅原 真隆君		
保平君	飯島通次郎君		
赤澤 與仁君	結城 安次君		
山川 良一君	森 八三一君		
上原 正吉君	青山 正一君		
中川 幸平君	九鬼紋十郎君		
大谷 半次郎君	郡 祐一君		
加藤 幸平君	木村 義臣君		
植竹 信三君	山本 米治君		
古池 仁田	楠 樹君		
深水 一松	守江君		
徳川 六郎君	義詮君		
賴貞君	左藤 竹一君		

大島 定吉君	小林 英三君	中川 以良君
川村 松助君	宮田 前田	寺尾 潤君
宮城タマヨ君	西川 重宗	三郎君
三浦 長雄君	杉原 升君	英輔君
大野 不秀次郎君	秋山俊一郎君	太郎君
西川甚五郎君	石村 幸作君	櫻君
高橋進太郎君	高橋進太郎君	昇君
愛知 揉一君	平沼彌太郎君	長島 鈴木
菊田 潤淵	菊田 七平君	鈴木 直人君
溝淵 春次君	滝井治三郎君	長谷山行毅君
石坂 豊一君	駒井 藤平君	竹中 七郎君
大隈 信幸君	油井賢太郎君	鈴木 恭二君
谷口弥三郎君	中山 寿彦君	銀藏君
重盛 謹治君	木内 四郎君	小川 久義君
清澤 俊英君	西田 隆男君	國 伊能君
小林 孝平君	黒川 武雄君	前之園喜一郎君
高田なほ子君	石坂 豊一君	林屋龜治郎君
深川タマエ君	大隈 信幸君	北村 一男君
内村 清次君	重盛 謹治君	岩沢 忠恭君
松浦 定義君	清澤 俊英君	栗柄 超夫君
吉田 法晴君	小酒井義男君	泉山 三六君
岩木 哲夫君	梅津 錦一君	横尾 龍君
菊川 孝夫君	深川タマエ君	境野 清雄君
堀木 鎌三君	内村 清次君	木内キヤウ君
小笠原三郎君	松浦 定義君	稻垣平太郎君
深川榮左二郎君	吉田 法晴君	門田 定藏君
河崎 ナツ君	岩木 哲夫君	三輪 貞治君

官報 (外号)

〔参照〕

五月二十六日議長において、左の通り議席を変更した。

一八二

松原 一彦君

金子 洋文君	須藤 須一郎君
岩間 正男君	兼岩 幸一君
千葉 信君	水橋 傳一君
羽仁 五郎君	大野 節男君
村尾 重雄君	吉川末次郎君
島 清君	矢嶋 三義君
小林 亦治君	永井純一郎君
松浦 潤一君	カニエ邦彦君
國務大臣	池田七郎兵衛君

國務產業大臣	高橋龍太郎君
行政管理	岡野 清豪君
國務大臣	山口六郎次君
政務次官	西村 直己君
大蔵政務次官	山地 入郎君
資源府次長	入郎君
資源府鐵山局長	松田 道夫君
建設政務次官	堺原 俊郎君
建設省道路局長	菊池 明君

政府委員

行政管理	高橋龍太郎君
國務大臣	岡野 清豪君
政務次官	山口六郎次君
大蔵政務次官	西村 直己君
資源府次長	山地 入郎君
資源府鐵山局長	松田 道夫君
建設政務次官	堺原 俊郎君
建設省道路局長	菊池 明君